

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

2021

9

Issue ● 333

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>

2020年度(第26回)都市ビル環境の日
第13回「子ども絵画コンクール」優秀賞

『出勤、おそうじ隊!』

早田 瑠衣さん(深江小学校5年)の作品



最低賃金・賃金引き上げ等生産性向上に向けた支援事業 「業務改善助成金」のご案内

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を20円以上引き上げた中小企業事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

コース区分	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び 事業場規模100人以下 ※引き上げる労働者数が「10人以上」の区分に該当するためには、賃金要件、または生産量要件があります。 ※生産量要件に該当する場合で、引き上げ額30円以上の場合は、PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車購入も生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。 ※同一年度内に2回申請できます。
	2～3人	30万円	
	4～6人	50万円	
	7人以上	70万円	
	10人以上	80万円	
30円コース	1人	30万円	
	2～3人	50万円	
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	
	10人以上	120万円	
45円コース (新設)	1人	45万円	
	2～3人	70万円	
	4～6人	100万円	
	7人以上	150万円	
	10人以上	180万円	
60円コース	1人	60万円	
	2～3人	90万円	
	4～6人	150万円	
	7人以上	230万円	
	10人以上	300万円	
90円コース	1人	90万円	
	2～3人	150万円	
	4～6人	270万円	
	7人以上	450万円	
	10人以上	600万円	

【相談窓口】

- 最低賃金・賃金引き上げのための業務改善に関するご相談
福岡県働き方改革推進支援センター ☎ 0800-888-1699
- 支援事業に関するご相談(申請先)
福岡労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ 092-411-4763

【問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 📠 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 事業者の皆さまへ

福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む）の皆さまに対し、福岡県の制度融資「緊急経済対策資金」による資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

▶市町村にて「危機関連保証」または「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円(危機関連保証は別枠1億円)
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0%(県が0.8%分を全額負担)
対象業種	全業種

危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比15%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

▶市町村にて「セーフティネット保証5号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%
対象業種	全業種

セーフティネット保証5号

対象業種(※)に属する事業を行っており、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年5月1日からセーフティネット保証5号の対象業種が全業種に拡大されました。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<フリーダイヤル経営相談窓口>

 <p>コロナ いなく(なれ) 0120-567-179(通話無料) 9時～17時(土日祝日も対応)</p>
--

※掲載している情報は、今後変更となる場合があります。最新の情報については、県のHPをご覧ください。



<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	☎092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	☎092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	☎0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	☎093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	☎0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	☎092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	☎092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	☎092-710-6195

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

若者の採用・育成に積極的で**雇用管理の優良な中小企業を応援します!**

ご存じですか?

「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A 「ユースエール認定企業」になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることにより、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク(右)を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)において実施している「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 <small>※ 基準利率は、令和3年3月1日現在(期間5年以内) 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)の詳細は、以下のURLをご覧ください。</small> https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う場合は、契約内容に応じて、「ユースエール認定企業」を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 <small>※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。</small>



Q どのような企業が認定企業になることができますか？

A 以下の認定基準を全て満たす中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)であれば、認定企業となることができます。

<認定基準>

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3 ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4 ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと※6
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業)を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

詳細については、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
(融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)

毎月無駄な
工数とコストを
かけていませんか？

勤務表・タイムカードの配付と回収……
回収した内容の確認作業……

終わらない手打ち入力……
複雑な集計作業……

ビルメンテナンス専用

1人～少人数現場用 勤怠管理システム

「かえる勤怠」が全て解決します！

一人現場でも正確に勤怠管理ができるので取引先からの信頼度もUP!



ボタンを押すだけ
簡単打刻
難しい操作がいら
ないから誰でも使
うことができます。



決められた打刻範
囲のみ打刻を許容
現場以外の場所で
打刻しても出退勤
にはなりません。



打刻位置や勤怠は
管理画面で一括管
理
管理画面でスタッ
フの出退勤を自動
集計



勤務先の鍵を預か
り万が一紛失して
も探せます！
端末に鍵を付けて
おくとGPSで位置
情報を取得

システムご利用料金

1人150円／月額(税別)

※ご利用開始にあたって、上記以外に初期費用及びご利用端末によって端末レンタル費用が発生します。詳しくは、お尋ねください。

選ばれる理由

- 高齢スタッフを最優先に考えた簡単操作!
- 勤怠状況をメールとモニターで管理者にアラート!
- 現場ごとに違う時給や交通費も設定可能!
- 業界ならではの複雑な集計もワンクリックでOK!

全国ビルメンテナンス協会 会員様向け特典

特典番号210802

初期登録費用 30%OFF!! (通常3,000円／人→2,100円／人)

株式会社ITZマーケティング × (公社)全国ビルメンテナンス協会 共同企画

気軽にお問い合わせください。

082-258-2988

<受付時間>9:00～17:00(土日祝日は除く)

かえる勤怠



住所: 広島県安芸郡府中町青崎南6-24
E-mail: info@it-z.biz
URL: <https://japanet.org/>



10.4

2021年(第27回)

都市ビル環境の日

<クリーンアップ福岡>

- ▶ **開催日時** 令和3年10月4日(月)
9:30~11:00
- ▶ **開催場所** 福岡県下主要都市中心部及び
会員受託物件の周辺
- ▶ **行 事** 公共施設の清掃及びごみ収集

未処理PCB使用安定器等の確認について

有害性のあるポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という)廃棄物について、PCBを含む照明器具の安定器が、法に定める処分期間終了後に発見される事案が報告されております。

事業者の皆様につきましては、当該安定器および汚染物等を所有したまま処分をお忘れではないか、再度確認をお願いします。発見された場合は、至急、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

【確認対象】

昭和52年3月以前に建築された事業用建物の照明器具及び
屋外灯に使用されている安定器

◆ お問い合わせ ◆

福岡県環境部廃棄物対策課計画指導係 TEL. 092-643-3363

<福岡県ホームページ>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcb.html>

原稿 募集!

“我が社のホープ・我が社のマドンナ”を 「ビルメンFUKUOKA」で紹介しませんか!

会員事業所にお勤めの社員さんの中から、自慢の「我が社のホープ・我が社のマドンナ」を募集し、毎月ご紹介いたします。

ぜひ奮ってご応募ください。

申込方法など詳細については、協会事務局へお問い合わせください。

会員に関する各種変更のお知らせ



善光ビルメンテナンス株式会社

- 変更事項 ①代表者 ②協会担当者
- 変更日 令和3年7月28日
- 【新】①②代表取締役 川崎 俊哉
- 【旧】①②代表取締役 青木 博志

株式会社 ジースリー

- 変更事項 電話・FAX番号
- 変更日 令和3年8月21日
- 【新】電話 092-410-3484 FAX 092-410-3494
- 【旧】電話 092-894-8989 FAX 092-671-0555

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 ユーホーニイタカ

- 変更事項 住所
- 変更日 令和3年8月30日
- 【新】東京都江東区石島2番14号 Imas Riverside 4F-A
- 【旧】東京都江東区新砂1-6-35 イーストスクエア東京707
- ※電話・FAX番号に変更はありません。

9月 行事予定

9	木	ビルクリーニング実技特別講習会	
10	金		於：ももちパレス
15	水	清掃作業従事者研修 基礎コース I (久留米会場)	於：久留米地域職業訓練センター
21	火	14:00～ 都市ビル環境の日 部会	於：県協会会議室

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

お忘れなく

講習会のお知らせ

病院清掃従事者研修

■研修目的

「医療法」では、医療機関が清掃業務を外部に委託する場合の基準が規定されており、その中で従事者研修の計画的・定期的な実施が定められています。病院清掃の従事者は、病院の特殊性に対応した病院清掃の考え方についても理解しておく必要があります。本研修では、病院清掃に従事する方々を対象に、快適な病院環境を提供するための研修を実施します。

◎開催日時

令和3年10月27日(水) 9:00～17:00

◎会場

福岡県自治会館

*申込締切は、9月末日まで協会事務局到着分です。

労働福祉委員会からのお知らせ

令和3年度 高所作業(ガラス清掃) 安全教育講習会の開催

◎開催日

令和3年10月25日(月)

◎会場

福岡県自治会館2階 201・202会議室

◎その他

新型コロナウイルス感染症感染防止のため、午前と午後の2回に分けて開催予定

*詳細につきましては、8月末の定期便にてご案内をお送りしています。

<令和3年度6月分>労働災害発生状況 ※ ()内は前年同月の状況

Report



労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3(1)	3(5)			2		2	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	
人	(1)			1(1)			6(4)	17(12)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人			(1)	3(2)	2(2)	2(1)	10(6)	17(12)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	6(2)	4(1)	2(4)	3	2(4)	(1)		17(12)